

# 平成27年第1回三重県議会定例会

## 予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

### ◎議案事項

#### 議案第4号

平成27年度三重県一般会計予算について

(県税収入予算について)

..... 1

#### 議案第26号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

#### 議案第27号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について

} ..... 2

#### 議案第28号

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について

..... 4

#### 議案第73号

平成26年度三重県一般会計補正予算(第10号)について

(県税収入補正予算について)

..... 5

### ◎所管事項

1 平成27年度税制改正について

..... 6

2 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

..... 10

平成27年3月10日

総務部

◎議案事項

議案第4号

平成27年度三重県一般会計予算について

(県税収入予算について)

平成27年度県税収入については、2,533億4,800万円で、平成26年度当初予算に比べ320億2,000万円(前年度比14.5%増)の増収になると見込んでいます。

主な要因は、法人二税については、平成26年度税制改正の効果により、法人県民税が税率の引き下げで7億7,800万円(前年度比7.7%の減)の減収、法人事業税が税率の引き上げで101億5,000万円(前年度比26.8%の増)の増収となっています。また、地方消費税については、平成26年4月の税率引き上げの効果が概ね反映されることから、239億4,600万円(前年度比55.1%増)の増収となっています。なお、その他の税目は概ね安定的に推移しています。

(単位：百万円、%)

事項 税目	26年度 当初予算額 (A)	27年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	27年度 税制 改正による 影響額	主な増減理由 (27年度当初 / 26年度当初)
個人県民税	67,012	67,101	89	0.1		・特別徴収推進による徴収率上昇、個人所得の増 ・配当所得の増加 ・株式譲渡所得の減少
法人県民税	10,139	9,361	△778	△7.7	3	法人税割の税率の引き下げによる減
県民税利子割	1,329	1,088	△241	△18.1		利子所得の減
個人事業税	1,803	2,008	205	11.4		個人所得の増
法人事業税	37,894	48,044	10,150	26.8	23	税率引き上げによる増
地方消費税	43,462	67,408	23,946	55.1		税率引き上げによる増
不動産取得税	3,914	3,636	△278	△7.1	△11	不動産取引の減
県たばこ税	2,210	2,087	△123	△5.6		たばこ消費数量の減
ゴルフ場利用税	1,909	1,843	△66	△3.5		課税対象者の減
自動車取得税	2,008	2,003	△5	△0.2	576	新車販売台数の減少と課税単価の低下
軽油引取税	21,575	20,974	△601	△2.8		軽油消費量の減
自動車税	27,885	27,556	△329	△1.2		課税台数の減
鉱区税	4	3	△1	△25.0		前年並み
狩猟税	38	25	△13	△34.2	△10	有害鳥獣捕獲従事者に係る軽減措置の創設等
産業廃棄物税	146	211	65	44.5		産業廃棄物の搬入量の増
県税計	221,328	253,348	32,020	14.5	581	
地方法人特別譲与税	30,032	28,401	△1,631	△5.4	17	地方法人特別税の税率引き下げによる 全国税収の減
合計	251,360	281,749	30,389	12.1	598	
法人二税	48,033	57,405	9,372	19.5	26	
法人二税+地方法人特別譲与税	78,065	85,806	7,741	9.9	43	

## 議案第26号

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

## 議案第27号

### 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案については、人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与制度の総合的見直しに関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額、単身赴任手当の額並びに地域手当の級地の区分及び支給割合の改定等を行うものです。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案については、一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額の改定を行うものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 職員の給与に関する条例等の一部改正

###### ① 給料表

一般職に属する職員、一般職の任期付研究員及び一般職の任期付職員の給料表を改めます（行政職給料表 平均改定率  $\Delta 2.7\%$ ）。

なお、給料表の改正に伴い、新たに受ける給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に満たない場合は、経過措置として次表のとおり差額を支給します。

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで	差額の100分の100を支給
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	差額の100分の75を支給
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	差額の100分の50を支給
平成33年4月1日から平成34年3月31日まで	差額の100分の25を支給

###### ② 昇給の基準

55歳を超える職員の昇給について、勤務成績が標準では昇給せず、特に良好である場合に限り行うこととします（現行 標準2号給昇給）。

###### ③ 地域手当

級地区分の新設（現行6区分）を行うとともに、支給割合を級地区分ごとに段階的に引き上げます。

級地	支給割合（改正後）	支給割合（現行）
1級地（東京都特別区）	100分の20	100分の18
2級地（大阪市等）	100分の16	100分の15
3級地（名古屋市等）	100分の15	100分の12
4級地（神戸市等）	100分の12	100分の10

5級地（京都市等）	100分の10	100分の6
6級地（仙台市等）	100分の6	100分の3
7級地（札幌市等）	100分の3	
三重県内	100分の4.5	100分の4

※医師、歯科医師の支給割合については、100分の16（現行100分の15）に段階的に引き上げます。

④ 通勤手当

遠距離通勤者に係る高速道路料金等の支給要件を緩和します。

⑤ 単身赴任手当

手当月額を30,000円（現行23,000円）に、加算額の上限を58,000円（現行45,000円）に段階的に引き上げます。

⑥ 管理職員特別勤務手当

管理職員が、災害への対処等その他の臨時または緊急の必要により平日の深夜に勤務した場合に、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給します。

（現行 週休日または祝日法による休日若しくは年末年始の休日）

⑦ 勤勉手当

管理職員以外の勤勉手当に人事評価結果を反映するに当たり、勤勉手当基礎額など所要の改正を行います。

⑧ 給与からの控除

給与からの控除項目について、新たに公舎貸下料を加えます。

⑨ 55歳を超える職員の給料月額等に関する特例措置（給料月額等の1.5%減額）

平成31年3月31日をもって廃止します。

(2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料表を改めます。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

ただし、55歳を超える職員の昇給の取扱いについては、平成28年4月1日から施行します。

## 議案第28号

### 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、退職手当の調整額を改定するものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 退職手当の調整額の改正

- ① 第1号区分から第8号区分まで並びに危機管理統括監、任期付研究員及び任期付職員の調整月額を改めます。
- ② 現行では、第8号区分は勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていましたが、他の区分と同様、支給の対象とします。

	職員区分 (行政職の例)	現行 (月額)	改正後 (月額)	増額 (月額)
第1号区分	10級	54,150円	70,400円	16,250円
第2号区分	9級	50,000円	65,000円	15,000円
第3号区分	8級	45,850円	59,550円	13,700円
第4号区分	7級	41,700円	54,150円	12,450円
第5号区分	6級	33,350円	43,350円	10,000円
第6号区分	5級	25,000円	32,500円	7,500円
第7号区分	4級	20,850円	27,100円	6,250円
第8号区分	3級	16,700円	21,700円	5,000円
危機管理統括監		79,200円	95,400円	16,200円
任期付研究員 任期付職員		62,500円	78,750円	16,250円

##### (2) その他所要の規定の整備

#### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。ただし、その他所要の規定の整備の一部については、公布の日から施行します。

議案第73号

平成26年度三重県一般会計補正予算（第10号）について

（県税収入補正予算について）

平成26年度県税収入については、今回の補正予算において58億3,100万円を増額し、補正後の県税収入額は、2,287億7,300万円と見込んでいます。

主な内容は、地方消費税が輸入額の増加による貨物割の増により39億9,400万円の増収、県民税株式等譲渡所得割が株式取引の活発化による譲渡所得の増により16億2,600万円の増収、県民税配当割が企業業績の回復による配当金の増により10億4,900万円の増収を見込んでいます。

一方、法人二税は中間申告実績と企業へのアンケート調査をもとに再精査し8億3,300万円の減収、自動車税は課税台数の減少により9,400万円の減収、県たばこ税はたばこの消費量の減少により8,000万円の減収になると見込んでいます。

なお、地方法人特別譲与税は全国の地方法人特別税収の増により15億3,100万円の増収になると見込んでいます。

（単位：百万円、％）

事項 税目	補正前 予算額 (A)	最終補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対補正 前比 (%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由
個人県民税	66,322	2,675	68,997	104.0	101.1	
うち県民税配当	2,618	1,049	3,667	140.1	186.6	配当所得の増加
うち県民税株式等譲渡所得割	449	1,626	2,075	462.1	63.1	株式譲渡所得の増加
法人県民税	10,663	△93	10,570	99.1	112.0	中間申告額の減少 企業業績鈍化(主要法人アンケート等)
県民税利子割	1,186	△77	1,109	93.5	81.1	利子所得の減
法人事業税	41,007	△740	40,267	98.2	111.9	中間申告額の減少 企業業績鈍化(主要法人アンケート等)
地方消費税	43,462	3,994	47,456	109.2	123.5	譲渡割△2,170百万(消費回復遅れ) 貨物割 6,164百万(輸入量増加)
不動産取得税	3,614	102	3,716	102.8	88.3	不動産取引の減少幅が、見込みよりも少なかったことによる
県たばこ税	2,210	△80	2,130	96.4	89.5	たばこ消費量の減少
自動車税	27,885	△94	27,791	99.7	98.5	課税台数の減少
産業廃棄物税	146	144	290	198.6	180.5	産業廃棄物排出量の増加
その他の税	26,447	0	26,447	100.0	91.7	
県税計	222,942	5,831	228,773	102.6	105.3	
地方法人特別譲与税	31,804	1,531	33,335	104.8	120.7	全国税収の増
合計	254,746	7,362	262,108	102.9	107.0	
法人二税	51,670	△833	50,837	98.4	111.9	
法人二税 + 地方法人特別譲与税	83,474	698	84,172	100.8	115.2	

## ◎所管事項

### 1 平成 27 年度税制改正について

平成 27 年度税制改正の大綱に示された地方税関係の主な改正点等は次のとおりです。

#### 1 消費税率（国・地方）10%への引上げ時期の変更等

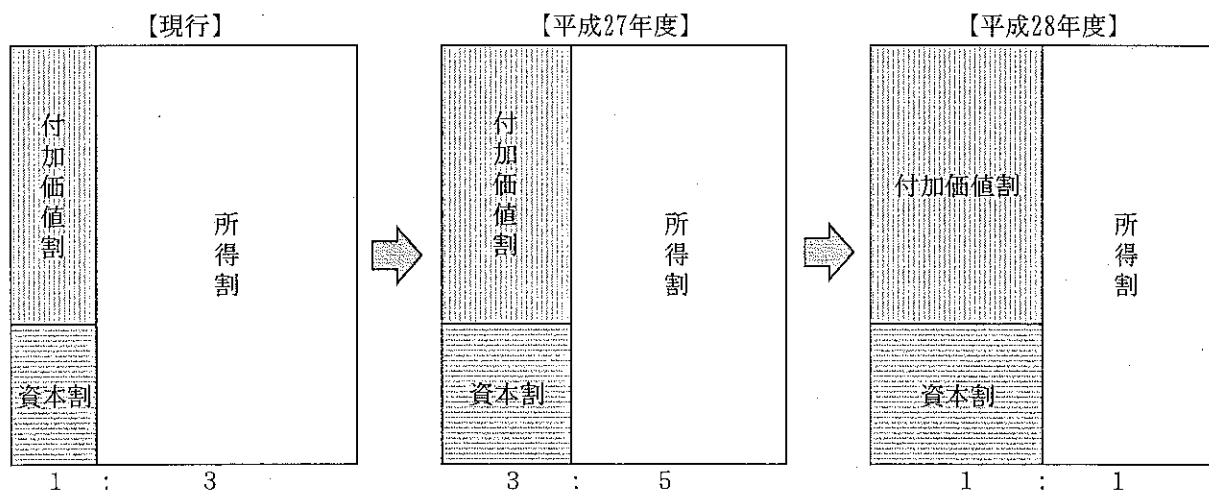
- (1) 平成 27 年 10 月 1 日に予定していた消費税率（国・地方）10%への引上げ等の施行日を平成 29 年 4 月 1 日に変更し、景気判断条項が削除されます。
- (2) 平成 26 年度与党税制改正大綱等における消費税率（国・地方）10%段階の車体課税の見直し及び地方法人課税の偏在是正については、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされています。

#### 2 地方法人課税

##### (1) 法人事業税

##### ① 外形標準課税の拡大

資本金（出資金）の額 1 億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）の事業税全体に占める割合を、2 年間で、現行の 4 分の 1 から 2 分の 1 に段階的に拡大します。（現行 1/4 → H27 年度 3/8 → H28 年度 1/2）



##### ② 付加価値割への所得拡大促進税制の導入

賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減します。

③ 負担変動に対する配慮措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、付加価値額が40億円未満の法人について、2年間に限り軽減します。

④ 資本割の課税標準の見直し

課税標準である資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額が資本割の課税標準とされます。

(2) 法人住民税

法人住民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額について、法人事業税資本割の課税標準と統一されます。

3 ふるさと納税

(1) 特例控除額の拡充

特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されます。

(2) 申告手続の簡素化

確定申告が必要な現在の申告手続について、当分の間の措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合は確定申告をせずに控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。

4 不動産取得税

(1) 住宅及び土地に係る税率について、3%（本則4%）とする特例措置の適用期限が3年延長されます。

(2) 宅地評価土地に係る課税標準について、2分の1とする特例措置の適用期限が3年延長されます。

(3) 買取再販事業者が既存住宅を取得し、2年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合、税額を減額する特例措置が創設されます。

(4) 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入するとともに、都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、地方税法で参酌すべき基準として定める軽減の程度を、当該都道府県の条例で定める軽減の程度とみなすこととする経過措置が講じられます。



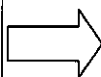
## 5 自動車取得税

環境負荷の小さい自動車の税率等を軽減する特例措置（エコカー減税）について、平成32年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成32年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部が引き続き減税となります。

（例）乗用車

〔現行〕（適用期限：H27.3.31）

対象車	内容
電気自動車等	非課税
平成27年度燃費基準 +20%達成	
平成27年度燃費基準 +10%達成	80%軽減
平成27年度燃費基準 達成	60%軽減



〔改正案〕（H27.4.1～H29.3.31）

対象車	内容
電気自動車等	非課税
平成32年度燃費基準 +20%達成	
平成32年度燃費基準 +10%達成	80%軽減
平成32年度燃費基準 達成	60%軽減
平成27年度燃費基準 +10%達成	40%軽減
平成27年度燃費基準 +5%達成	20%軽減

（参考）燃費基準値の例（乗用車、単位：km/l）

車両重量	H27基準値	H32基準値
1,196kg以上 1,311kg未満	17.2	20.3
1,421kg以上 1,531kg未満	14.4	17.6

## 6 軽油引取税

課税免除の特例措置について、以下のものを廃止し、その他のものは適用期限が3年延長されます。

- （1）海上保安庁の航路標識
- （2）警察の電気通信設備
- （3）消防の電気通信設備
- （4）陶磁器製造業

## 7 狩猟税

有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、以下の軽減措置が平成30年度まで実施されます。

対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録	非課税 (現行 税率 2 分の 1)
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録	非課税 (新設)
有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者に係る狩猟者登録	税率 2 分の 1 (新設)

## 8 たばこ税

旧 3 級品の製造たばこに係る特例税率が段階的に廃止（4 段階で税率引上げが実施）されます。

## 9 地方税における猶予制度の見直し

納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなど国税の昨年度の改正を踏まえた見直しが行われます。

なお、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることから、下記の内容について条例で定める必要があります。

- (1) 徴収猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法
- (2) 申請による換価の猶予に係る申請期限
- (3) 徴収猶予及び申請による換価の猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びに申請書及び添付書類の訂正期限
- (4) 担保を要しない基準

## 10 県税条例の改正について

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。

## 2 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:総務部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	地方税徴収力強化事業費補助金	三重地方税管理回収機構 津市桜橋3丁目446-34 (県津庁舎内)	15,000 (H27.4)	機構が新たに実施する少額事案の滞納整理等について初期段階における経費の一部を補助する。	(目的) 県内全域で地方税収(個人県民税を含む。)の確保を促進する (根拠) 総務部関係補助金等交付要綱	①公共財 地方税に対する納税者の不公平感を払拭し、税の公平性を保つことで納税秩序を確立し、県民が自主申告・自主納税する社会を目指すことを県として支援することは公益性を有する。	税収確保課	総務費	徴税費	賦課徴収費	地方税収確保対策事業費